**「大阪府在日外国人施策に関する指針改正案」に対する府民意見等と大阪府の考え方等について（主なもの）**

資料１－１

**【募集期間】令和4年12月8日（木曜日）から令和5年1月6日（金曜日）まで**

**【募集方法】「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、電子申請、郵送、ファクシミリのいずれかによりご意見等を提出いただく方法で募集しました。**

**【意見件数】194者（団体を含む）から207件（うち意見の公表を望まないもの35件）のご意見をいただきました。**

| № | 府民意見等の内容（要約） | 大阪府の考え方 | パブリックコメント案 | 改正案（3/17） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 技能実習生が増えていますが、実習生の雇用先が実習生の人権を尊重していない事例が少なくありません。実習生の人権侵害の改善を図ることを記載すべきと考えます。（２件） | 技能実習制度は、国、外国人技能実習機構の所管となっておりますが、府としても、指針第3「５　安心して生活できる住宅・就労支援の充実」に記載のとおり取り組んでまいります。 | 第1　指針改正の背景１ 在日外国人の人権をめぐる国内外の動向・出入国管理及び難民認定法の改正・・・（記載なし） | 第1　指針改正の背景１ 在日外国人の人権をめぐる国内外の動向・出入国管理及び難民認定法の改正・・・なお、令和4（2022）年1月には、実習実施者により技能実習生に対し人権侵害行為が行われたことから、出入国在留管理庁、厚生労働省及び外国人技能実習機構から実習実施者・監理団体に対し、「技能実習生に対する人権侵害行為について（注意喚起）」等の文書が発出されています。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｐ３ |
| ２ | 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯の説明から植民地支配の歴史を削除しないでください。（１１６件） | 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 | 第1　指針改正の背景２　大阪で暮らす在日外国人の状況（２）国籍・地域別の状況・・・大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国籍・朝鮮籍の方です。その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。・・・ | 第1　指針改正の背景２　大阪で暮らす在日外国人の状況（２）国籍・地域別の状況・・・大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国籍・朝鮮籍の方です。その多くは、日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｐ９ |
| ３ | 在日韓国人は1952年にサンフランシスコ平和条約が発効されたことにより、日本政府により一方的に日本国籍を剥奪され外国人として扱われました。日本国籍を離脱したのではありません。歴史的背景により特別永住者となった経緯を表記してください。（36件） | 昭和27年４月19日付けの法務府からの通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記に修正しました。 | 第1　指針改正の背景２　大阪で暮らす在日外国人の状況（３）在留資格別の状況脚注平和条約国籍離脱者（日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱した者で、昭和20（１９４５）年９月２日以前から引き続き本邦に在留する者などをいう。）又は平和条約離脱者の子孫をいいます。 | 第1　指針改正の背景２　大阪で暮らす在日外国人の状況（３）在留資格別の状況脚注「サンフランシスコ平和条約」の発効に伴い日本国籍を喪失し、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）」に基づき、日本に永住することができる在留資格を有する韓国・朝鮮及び台湾出身者とその子孫です。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｐ１０ |
| ４ | ヘイトクライムは、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景への無理解による差別や偏見に起因しています。（３件） | ご意見を踏まえ修正しました。 | 第3　在日外国人施策の基本的方向１　人権尊重意識の高揚と啓発の充実　　　・・・（記載なし） | 第3　在日外国人施策の基本的方向１　人権尊重意識の高揚と啓発の充実　　　・・・さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチや、偏見や差別意識を背景とした暴力行為は、決してあってはならないものです。ｐ１３ |
| ５ | ヘイトスピーチ条例の施行及び啓発の取組みは評価しますが、啓発だけでなく、厳罰で臨むくらいの気概が欲しいです。また、ヘイトスピーチは、在日外国人全般に向けられたものではなく、主に在日韓国・朝鮮人をターゲットにしています。（13件） | 令和元（2019）年11月に施行した「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」に基づき、ヘイトスピーチの解消に向け、引き続き取り組んでまいります。また、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしている現状を踏まえ修正しました。 | 第3　在日外国人施策の基本的方向１　人権尊重意識の高揚と啓発の充実・・・今後とも、ヘイトスピーチをなくし、・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 第3　在日外国人施策の基本的方向１　人権尊重意識の高揚と啓発の充実・・・大阪には、全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしていることも踏まえ、今後とも、ヘイトスピーチをなくし、・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｐ13 |
| ６ | 改正案においては、在日韓国・朝鮮人に関する記述が大幅に削減され、さらに、在日韓国・朝鮮人とそれ以外の外国人を、まとめて「在日外国人」と称しているようですが、必要に応じて適宜分けるなど、丁寧な記述を求めます。（35件） | パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 |
| ７ | 改正案においては、在日韓国・朝鮮人に関する記述が大幅に削減され、さらに、在日韓国・朝鮮人とそれ以外の外国人を、まとめて「在日外国人」と称しているようですが、必要に応じて適宜分けるなど、丁寧な記述を求めます。（35件）【再掲】 | パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 | 第3　在日外国人施策の基本的方向３　安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実･･･（記載なし）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 第3　在日外国人施策の基本的方向３　安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実･･･また、福祉サービスについては、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の高齢者を中心に、広報等による情報が十分行き渡らなかったり、言葉や食事、生活習慣の違いなどから、サービスの利用が難しい状況も見受けられます。ｐ１８ |
| ８ | 在日コリアン高齢者の福祉サービスにおける課題は、今も同様に存在します。今後、その他の外国人の高齢化問題にもつながることから、現行指針の記載通りに、その課題について記載するべきです。（4件） | ご意見を踏まえ、修正しました。 |
| ９ | 改正案においては、在日韓国・朝鮮人に関する記述が大幅に削減され、さらに、在日韓国・朝鮮人とそれ以外の外国人を、まとめて「在日外国人」と称しているようですが、必要に応じて適宜分けるなど、丁寧な記述を求めます。（35件）【再掲】 | パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 | 第3　在日外国人施策の基本的方向６　国際理解教育・在日外国人教育の充実《施策の方向性》また、在日外国人の児童・生徒が・・・・在日外国人教育の充実在日外国人教育については、これまでの経験と成果を生かし、・・・在日外国人の児童・生徒が、・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 第3　在日外国人施策の基本的方向６　国際理解教育・在日外国人教育の充実《施策の方向性》　　・・・また、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の児童・生徒が・・・・在日外国人教育の充実在日外国人教育については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」などこれまでの経験と成果を生かし、・・・在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の児童・生徒が、・・・ｐ２４ |
| １０ | 現行指針には、在日韓国・朝鮮人児童・生徒についての記述がありましたが、改正案には一切ありません。「在日外国人」と一括りにしないで、歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育を保障していることを記載してください。また、現行指針にある「在日韓国・朝鮮人に関する指導の指針」が改正案に記載されていませんが、大阪の教育にかかわる大事な指針なので、改正案にも記載してください。（74件） | 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動（民族学級等）、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。 |
| １１ | 改正案においては、現行指針に記載のある外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題の部分が削除されていますが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではありません。（34件） | 今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。 | 第3　在日外国人施策の基本的方向６　国際理解教育・在日外国人教育の充実・・・さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。 | 第3　在日外国人施策の基本的方向６　国際理解教育・在日外国人教育の充実・・・さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｐ2５ |
| １２ | 地方選挙・住民投票などに、在日外国人も参加できるように選挙権を付与してください。（10件） | 地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。 | （記載なし） | （記載なし） |
| １３ | （例）どうか、日本の社会が戦争・紛争の道を避け、すべての外国人が安心して暮らせる共生社会を築いていただけるよう、未だ批准していない国際条約を批准し、アジア人権裁判所の創設を大阪府から主導していただきたいと思います。（6件） | いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。 | （記載なし） | （記載なし） |

※　複数の内容が混在した意見があるため、「件数」欄の合計は「意見件数」と一致しません。また、この資料は「主なもの」のみ掲載しており、ここに掲載していないご意見もいただいています。